

議案第52号

飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例（案）

第1条 飯能市都市計画税条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第18項中「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める。

第2条 飯能市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第18項中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。

平成30年6月8日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市都市計画税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>附 則 (読替規定)</p> <p>18 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項、<u>第45項若しくは第48項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p>附 則 (読替規定)</p> <p>18 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項<u>若しくは第45項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>

飯能市都市計画税条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（<u>法附則第15条第43項</u>の条例で定める割合）</p> <p>4 <u>法附則第15条第43項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>（<u>法附則第15条第44項</u>の条例で定める割合）</p> <p>5 <u>法附則第15条第44項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>（読替規定）</p> <p>18 <u>法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（<u>法附則第15条第44項</u>の条例で定める割合）</p> <p>4 <u>法附則第15条第44項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>（<u>法附則第15条第45項</u>の条例で定める割合）</p> <p>5 <u>法附則第15条第45項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>（読替規定）</p> <p>18 <u>法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項、第45項若しくは第48項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>

(地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正)
第十条 地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。
第二十一条 削除

第二十二條中「に読み替えるもの」を削り、同條の表税理士法(昭和二十六年法律第二百三十

七号)の項中

第八條第一項第六号	事業税	事業税(地方法人特別税を含む)
第三十三條第五項	第七十二條の三十五	第七十二條の三十五(地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第二十一條において準用する場合を含む。)

第八條第一項第六号 事業税(地方法人特別税を含む)に改める。

第三十條を次のように改める。

第三十條 削除

第三十一條 地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を次のように改正する。

第二十一條を次のように改める。

(申告の特例)

第二十一條 第十一條の規定により地方税法第七十二條の二十五、第七十二條の二十六、第七十二條の二十八、第七十二條の二十九又は第七十二條の三十三の規定による法人の事業税に係る申告書と併せて提出しなければならない第十一條の規定による申告書の提出については、地方税法第七百四十七條の二第一項に規定する地方税関係申告等とみなして、同條の規定を適用する。

(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一條第二項の規定によりなすその効力を有するものとされた同法第九條の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正)
第十二條 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一條第二項の規定によりなすその効力を有するものとされた同法第九條の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を次のように改正する。

第二十一條の次に次の一條を加える。

(収納の特例)

第二十一條の二 第十二條の規定により法人の事業税の納付と併せて納付しなければならない地方法人特別税並びに第十條の規定により法人の事業税に係る延滞金及び加算金と併せて賦課徴収を行う地方法人特別税に係る延滞金及び加算金の収納の事務については、地方法人特別税並びに地方法人特別税に係る延滞金及び加算金を地方団体の徴収金とみなして、地方税法第七百四十七條の五の二の規定を適用する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中地方税法第七十二條の百九第二項の改正規定 公布の日から起算して十日を経過した日

二 第一條中地方税法第七十四條の改正規定、同法第七十四條の三の次に一條を加える改正規定、同法第七十四條の四、第七十四條の五及び第四百六十四條の改正規定、同法第四百六十六條の次に一條を加える改正規定並びに同法第四百六十七條及び第四百六十八條の改正規定並びに第七條

(地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)附則第十二條第三項から第六項まで、第八項、第九項及び第十一項並びに第二十條第五項の改正規定を除く。)並びに附則第十條及び第二十三條の規定 平成三十年十月一日

三 第一條中地方税法第十九條の七第一項ただし書、第二十三條第一項第十八号、第四十五條の二第一項、第五十五條の二第一項、第七十七條の二第二項第五号、第七十二條の三十九の二第一項、第二百九十二條第一項第十四号、第二百九十七條の二第一項及び第三百二十一條の十一の二第一項の改正規定並びに同法附則第十四條の二第三項及び第六項の改正規定並びに第九條(次号及び第七号に掲げる改正規定を除く)並びに次條第一項及び第六項から第九項まで並びに附則第六條第二項から第八項まで、第十七條第一項及び第六項から第九項まで並びに第三十七條の規定 平成三十一年一月一日

四 第二條、第九條中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十條第三項の改正規定及び第十一條並びに附則第三條、第七條、第二十一條、第三十四條及び第三十五條の規定 平成三十一年四月一日

五 第三條(次号に掲げる改正規定を除く。)及び第十二條並びに附則第十一條及び第二十四條の規定 平成三十一年十月一日

六 第三條中地方税法第二十三條第一項、第五十三條第十五項、第二百九十二條第一項及び第三百二十一條の八第十五項の改正規定並びに同法附則第四十八條の改正規定並びに附則第四條及び第十八條の規定 平成三十二年一月一日

七 第四條(次号及び第九号に掲げる改正規定を除く。)並びに第九條中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十八條第一項ただし書の改正規定、同條第五項の改正規定(第七十二條の三十三第三項)を「第七十二條の三十一第三項」に改める部分に限る。及び同法第四十條第五項の改正規定(第七十二條の三十三第三項)を「第七十二條の三十一第三項」に改める部分に限る。並びに附則第五條第二項、第八條、第九條及び第九十九條第二項の規定 平成三十二年四月一日

八 第四條中地方税法第七十四條の四第三項、第七十四條の五、第四百六十七條第三項及び第四百六十八條の改正規定並びに附則第十二條及び第二十五條の規定 平成三十二年十月一日

九 第四條中地方税法第二十三條第一項、第二十四條の五第一項第二号、第三十四條第一項第十号の二及び第二項、第三十七條、第二百九十二條第一項、第二百九十五條第一項第二号、第三百十四條の二第一項第十号の二及び第二項並びに第三百十四條の六の改正規定並びに同法附則第三條の三第一項の改正規定(「得た金額」の下に「に十万円を加算した金額」を加える改正規定に限る。)並びに同條第二項、第四項及び第五項の改正規定並びに附則第五條第一項及び第十九條第一項の規定 平成三十三年一月一日

十 第五條並びに附則第十三條及び第二十六條の規定 平成三十三年十月一日

十一 第六條並びに附則第十四條及び第二十七條の規定 平成三十四年十月一日

十二 第一條中地方税法附則第八條第十五項を同條第十七項とし、同項の前に二項を加える改正規定並びに同法附則第十五條に三項を加える改正規定(同條第四十七項に係る部分に限る。)並びに次條第三項及び第四項並びに附則第十七條第三項及び第四項の規定 生産性向上特別措置法(平成三十年法律第 号)の施行の日

十三 第一條中地方税法附則第十一條に二項を加える改正規定(同條第十五項に係る部分に限る。)及び同法附則第十五條に三項を加える改正規定(同條第四十八項に係る部分に限る。)都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)の施行の日

十四 第一條中地方税法第七十三條の四第一項第二十一号の改正規定並びに同法附則第十一條に二項を加える改正規定(同條第十六項に係る部分に限る。)及び同法附則第十五條第四十三項の改正規定 産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)の施行の日

十五 第一條中地方税法第七十三條の十四第十四項及び第三百四十九條の三第三十一項の改正規定 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)の施行の日

第八百二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七百六十五条第二項の規定に違反して定款の変更の認可を受けなかつたとき。

二 第七百六十六条第一項の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

三 第七百七十三条第三項、第七百七十六条第四項、第七百八十三条第一項又は第七百九十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第七百八十二条の規定する業務以外の業務を行ったとき。

五 第七百八十三条第三項又は第七百九十二条第三項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

六 第七百九十三条第一項又は第二項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を提出したとき。

七 第七百九十三条第三項の規定に違反して、財務諸表の公告をせず、又は同項に規定する書類を備え置かず、若しくは縦覧に供しなかつたとき。

八 第七百九十七条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第九 第七百九十七条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

附則第十五条中第四十三項を削り、第四十四項を第四十三項とし、第四十五項から第四十八項までを一項ずつ繰り上げる。

第三条 地方税法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第四号イ中「第九條の二第四項」の下に、「第九條の三の二第七項」を加え、「及び第七十條」を、「第六十九條の二（租税特別措置法第九條の三の二第七項、第九條の六第四項、第九條の六の二第二項、第九條の六の三第四項及び第九條の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第七十條」に改め、同号ロ中「租税特別措置法」の下に「第九條の三の二第七項」を加え、「及び第百四十四條の二」を、「第百四十四條の二及び第百四十四條の二の二（租税特別措置法第九條の三の二第七項、第九條の六第四項、第九條の六の二第二項、第九條の六の三第四項及び第九條の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同項第四号の三中「第四号」を「第五号」に改める。

第五十三条第十五項中「第八十一条の十八第一項第四号」を「第八十一条の十八第一項第五号」に改める。

第七十四条の四第三項中「〇・八」を「〇・六」に、「〇・二」を「〇・四」に改める。

第二百九十二条第一項第四号イ中「第九條の二第四項」の下に、「第九條の三の二第七項」を加え、「及び第七十條」を、「第六十九條の二（租税特別措置法第九條の三の二第七項、第九條の六第四項、第九條の六の二第二項、第九條の六の三第四項及び第九條の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第七十條」に改め、同号ロ中「租税特別措置法」の下に「第九條の三の二第七項」を加え、「及び第百四十四條の二」を、「第百四十四條の二及び第百四十四條の二の二（租税特別措置法第九條の三の二第七項、第九條の六第四項、第九條の六の二第二項、第九條の六の三第四項及び第九條の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同項第四号の三中「第四号」を「第五号」に改める。

第三百二十一条の八第十五項中「第八十一条の十八第一項第四号」を「第八十一条の十八第一項第五号」に改める。

第四百六十七條第三項中「〇・八」を「〇・六」に、「〇・二」を「〇・四」に改める。

第七百四十七條の五第一項中「次条」を「第七百四十七條の六」に改める。

第七百四十七條の五の次に次の一条を加える。

（特定徴収金の収納の特例）

第七百四十七條の五の二 地方団体は、特定徴収金の収納の事務については、政令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。

2 前項の「特定徴収金」とは、法人の事業税その他の政令で定める地方税に係る地方団体の徴収金のうち、納税義務者又は特別徴収義務者が総務省令で定める方法により納付し、又は納入するものをいう。

3 機構は、第一項の規定により行う前項に規定する特定徴収金（以下この項及び次条において「特定徴収金」という。）の収納の事務の一部を、政令で定めるところにより、特定金融機関等（第二十条の十一の二に規定する金融機関等のうち、特定徴収金の収納の事務を適切かつ確実に遂行することができるものとして総務省令で定める基準に適合するものをいう。）に委託することができる。

第七百四十七條の六中「前条第一項」を「第七百四十七條の五第一項」に改め、「特定地方税関係通知」の下に「並びに前条の規定により行われる特定徴収金の収納」を加える。

第七百六十二条第二号ロ(3)を同号ロ(4)とし、同号ロ(2)の次に次のように加える。

(3) 第七百四十七條の五の二の規定

第七百八十六条第二項及び第七百八十八条第二項中「委託」の下に「第七百四十七條の五の二第三項の規定によるものを除き」を加える。

附則第四十八条中「第八十一条の十八第一項第四号」を「第八十一条の十八第一項第五号」に改める。

第四条 地方税法の一部を次のように改正する。

第十五條の四第一項中「本条」を「この条」に、「によつて」を「により」に改め、同項第三号中「第七十二條の三十三第二項」を「第七十二條の三十一第一項」に改める。

第十七條の四第一項第一号中「決定によつて」を「決定により」に、「第七十二條の三十三第一項」を「第七十二條の三十一第一項」に、「にあつては」を「には」に、「第七十二條の三十三第三項」を「第七十二條の三十一第三項」に改める。

第二十三條第一項第七号及び第九号中「三十八万円」を「四十八万円」に改める。

第二十四條第一項及び第五項中「によつて」を「により」に改め、同条第六項中「この節」の下に「第五十三條第四十六項から第四十九項までを除く。」を加え、同条第七項中「によつて」を「により」に改める。

第二十四條の五第一項中「によつて」を「により」に、「本款及び第二款」を「この款及び次款」に改め、同項第二号中「百二十五万円」を「百三十五万円」に改める。

第三十四條第一項第十号の二中「百二十三万円」を「百三十三万円」に改め、同号イ(1)中「九十万円」を「百万円」に改め、同号イ(2)中「九十万円」を「百万円」に、「百二十万円」を「百三十万円」に、「八十三万円」を「九十三万円」に改め、同号イ(3)中「百二十万円」を「百三十万円」に改め、同条第二項中「道府県は」の下に「前年の合計所得金額が二千五百万円以下である」を加え、「三十三万円」を、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百万円以下である場合 四十三万円

二 当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百万円を超え二千四百五十万円以下である場合 二十九万円

三 当該納税義務者の前年の合計所得金額が二千四百五十万円を超え二千五百万円以下である場合 十五万円

第三十四條第十項中「とあるのは、前年の」を「が」とあるのは「当該年度の初日の属する年の前年（以下この号において「前年」という。）の合計所得金額」に改め、「規定する合計所得金額」の下に「をいう。以下この号において同じ。」が「と、かつ」とあるのは「かつ、前年の」を加える。

第三十七條中「道府県は」の下に「前年の合計所得金額が二千五百万円以下である」を加え、同条第一号イの表(7)の項中「が四十五万円」を「が五十五万円」に改め、同項(中)「四十万円」を「五十万円」に、「四十五万円」を「五十五万円」に改める。

第五十二条第二項第四号中「次条第十九項」の下に「及び第四十七項第一号」を加える。

附則第十五条第三十二項第二号を次のように改める。
二 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に四分の三を参照して十二分の七以上十二分の十一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、四分の三）を乗じて得た額
イ 特定太陽光発電設備（前号イに掲げるものを除く。）
ロ 特定風力発電設備（前号ロに掲げるものを除く。）

三 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参照して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額
イ 特定水力発電設備（第一号ハに掲げるものを除く。）
ロ 特定地熱発電設備（第一号ニに掲げるものを除く。）
ハ 特定バイオマス発電設備で総務省令で定める規模未満のもの

附則第十五条第三十四項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第三十六項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、これらに「改め、同条第三十八項及び第三十九項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第四十項中「南海トラフ地震防災対策推進地域」の下に（第一号において「南海トラフ地震防災対策推進地域」という。）を、「首都直下地震緊急対策区域」の下に（第一号において「首都直下地震緊急対策区域」という。）を加え、「平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に改め、「限る」の下に、以下の項において「特定償却資産」というを加え、「償却資産」を「特定償却資産」に、「価格の三分の二の額」を「価格」に、次の各号に掲げる特定償却資産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額」に改め、同項に次の各号を加える。
一 南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域において改良された特定償却資産で当該特定償却資産の存する港湾法第二条第二項に規定する国際戦略港湾、同項に規定する国際拠点港湾又は同項に規定する重要港湾の同条第三項に規定する港湾区域が同条第八項に規定する開発保全航路（同法第五十五条の三の四に規定する国土交通省令で定めるものに限る）の区域又は同法第五十五条の三の五第一項に規定する緊急確保航路の区域に隣接するもの
二 前号に掲げる特定償却資産以外の特定償却資産 当該特定償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五

附則第十五条第四十二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第四十三項中「第十三条第四項」を「第十三条第三項」に改め、同条に次の三項を加える。
46 電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者（法人に限る。以下この項において「電気通信事業者」という。）で特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）附則第四条の規定により読み替えて適用される同法第四条第一項に規定する実施計画（同法附則第五条第二項第二号に規定する地域特定電気通信設備供用事業（以下この項において「地域特定電気通信設備供用事業」という。）の実施に関するものに限る。）について同法附則第四条の規定により読み替えて適用される同法第四条第一項の規定を受けたものが、平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に取得（事業の用に供されたもの）の取得に限る。にかつ、同法附則第五条第二項第二号に規定する総務省令で定める地域内において直接当該電気通信事業者の地域特定電気通信設備供用事業の用に供する同法附則第四条の規定により読み替えて適用される同法第五条第三項に規定する認定計画に記載された同号に規定する特定電気通信設備で政令で定めるもの（当該地域特定電気通信設備供用事業の用に供されていないものに限る。以下この項において「対象特定電気通信設備」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該対象特定電気通信設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該対象特定電気通信設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

附則第十五条第四十二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第四十三項中「第十三条第四項」を「第十三条第三項」に改め、同条に次の三項を加える。
46 電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者（法人に限る。以下この項において「電気通信事業者」という。）で特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）附則第四条の規定により読み替えて適用される同法第四条第一項に規定する実施計画（同法附則第五条第二項第二号に規定する地域特定電気通信設備供用事業（以下この項において「地域特定電気通信設備供用事業」という。）の実施に関するものに限る。）について同法附則第四条の規定により読み替えて適用される同法第四条第一項の規定を受けたものが、平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に取得（事業の用に供されたもの）の取得に限る。にかつ、同法附則第五条第二項第二号に規定する総務省令で定める地域内において直接当該電気通信事業者の地域特定電気通信設備供用事業の用に供する同法附則第四条の規定により読み替えて適用される同法第五条第三項に規定する認定計画に記載された同号に規定する特定電気通信設備で政令で定めるもの（当該地域特定電気通信設備供用事業の用に供されていないものに限る。以下この項において「対象特定電気通信設備」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該対象特定電気通信設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該対象特定電気通信設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

47 租税特別措置法第十条第八項第五号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者（以下この項において「中小事業者等」という。）が生産性向上特別措置法（平成三十年法律第 号）の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に同法第四十一条第二項に規定する認定先端設備等導入計画（以下この項において「認定先端設備等導入計画」という。）に従つて取得（事業の用に供されたことのないもの）の取得に限る。以下この項において同じ。）をした同法第三十六条第一項に規定する先端設備等（以下この項において「先端設備等」という。）に該当する機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備（家屋と一体となつて効用を果たすもの（第三百四十三条第九項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。）を（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従つて、法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得した先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む）で政令で定めるもの）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に零以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

48 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に都市再生特別措置法第九十九条の二第三項において準用する同法第四十五条の二第四項、第四十五条の五第一項又は第四十五条の十一第一項の規定により認可を受けた同法第九十九条の二第二項に規定する立地誘導促進施設協定（有効期間が五年以上のものに限る。以下この項において「特定立地誘導促進施設協定」という。）に定められた同法第八十一条第八項に規定する立地誘導促進施設（同法第八十一条の規定により指定された同項に規定する都市再生推進法人が管理するものに限る。以下この項において「特定立地誘導促進施設」という。）の用に供する土地及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該特定立地誘導促進施設協定が認可を受けた日の属する年の翌年の一月一日（当該認可を受けた日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度（当該特定立地誘導促進施設協定に定められた事項の変更により新たに追加された特定立地誘導促進施設にあつては、当該変更の日の属する年の翌年の一月一日（当該変更の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度）から三年度分（当該特定立地誘導促進施設協定の有効期間が十年以上である場合には、五年度分）の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五条の八第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、附則第十五条の八第三項及び第五項を「附則第十五条の八第一項及び第三項」に、「若しくは第三項から第五項まで」を「から第三項まで」に改め、「区分所有に係る住宅」の下に「区分所有に係る家屋である住宅をいう。以下この条及び次条において同じ。）を加え、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、「及び附則第十五条の八第一項を削り、若しくは第三項から第五項まで」を「から第三項まで」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第三項又は第五項を「次条第一項又は第三項」に改める。

参考

(抜粋)

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第三号

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十一条の四十二」を「第七十一条の四十六」に改める。

第十九条の七第一項ただし書中「差し押さえた財産」の下に「(国税徴収法第八十九条の二第四項に規定する特定参加差押不動産を含む)」を加え、「以下この条」を「次項」に改める。

第二十三条第一項第一号、第二号及び第三号の二から第三号の四までの規定中「によつて」を「により」に改め、同項第四号イ中「第六十九条」の下に「(租税特別措置法第六十六条の七第一項及び第六十六条の九の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む)」を加え、「及び第四十二条の十二の五」を「、第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六(第一項、第三項、第四項及び第七項を除く)、第六十六条の七(第三項、第六項及び第十項から第十三項までを除く)、及び第六十六条の九の三(第三項、第六項及び第十項から第十三項までを除く)」に改め、同号ロ中「及び第四十二条の十二の五」を「、第四十二条の十二の五及び第四十二条の十二の六(第一項、第三項、第四項及び第七項を除く)」に改め、同項第四号の三中「及び第六十八条の十五の六」を「、第六十八條の十五の六、第六十八條の十五の七、第六十八條の九十一(第十項から第十五項までを除く)、及び第六十八條の九十三の三(第十項から第十三項までを除く)」に改め、同項第四号の四中「第六十八條の十五の五」を削り、同項第四号の五イからニまでの規定中「によつて」を「により」に改め、同項第七号中「この節」を「この条から第四十五条の三まで」に改め、同項第十八号ただし書中「日本国」を「我が国」に、「二重課税防止」を「二重課税の回避又は脱税の防止」に、「ときは」を「場合には」に改め、「定められたもの」の下に「(国内(この法律の施行地をいう。以下この号において同じ。)にあるものに限る。)」を加え、同号ロを次のように改める。

口 外国法人の国内にある建設若しくは掘付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を行う場合その他これに準ずるものとして政令で定めるもの

第二十四条の二第二項中「。次項」を「。同項」に改め、同条第五項の表第五十三條第一項の項中「場合にあつては」を「場合には」に、「すべて」を「全て」に改め、同表第五十三條第二項から第四項までの項中「にあつては」を「には」に改め、同表第五十三條第三十七項の項を次のように改める。

第五十三條第三十九項	法人又は	固有法人又は
	法人は	固有法人は
	法人の	固有法人に係る法人課税信託の受託者の有する

第二十四条の二第五項の表第五十七條第一項の項中「にあつては」を「には」に改める。

第四十五条の二第二項中「の者」を「に掲げる者」に、「定めるところによつて」を「で定めるところにより」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の下に「(同法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改

め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「定める」を「で定める」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「第一項」を「に同項」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第五項中「の者」を「に掲げる者」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第五十二条第一項中「当該」を「同表の」に改め、同条第二項第一号から第三号までの規定中「によつて」を「により」に改め、同項第四号中「いう」の下に「。次条第十九項において同じ。」を加え、「以下次条第二十六項、第二十七項、第二十九項及び第三十二項を除き、この節において同じ」を削る。

第五十三條第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「第三十七項」を「第三十九項」に改め、同条第二項中「第三十二項」を「第三十四項」に、「によつて」を「により」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「第三十七項」を「第三十九項」に改め、同条第五項中「第四十二条の五第五項」を削り、同条第六項第一号中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「第三十二項」を「第三十四項」に改め、同条第九項及び第十二項第一号中「第四十二条の五第五項」を削り、同条第十五項中「場合の」を「場合における」に改め、「第四十二条の五第五項」を削り、同条第十九項中「前条第二項第四号」に改め、同条第四十四項を同条第四十六項とし、同条第四十三項中「によつて」を「により」に改め、同条第四十五項とし、同条第四十二項を同条第四十四項とし、同条第四十一項中「第三十八項」を「第四十項」に、「第三十九項」を「第四十一項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十項を同条第四十二項とし、同条第三十九項を同条第四十一項とし、同条第三十八項中「第四十二項」を「第四十四項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十七項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十六項中「第二十六項又は第二十七項」を「第二十八項又は第二十九項(これらの規定を第三十項(第三十一項において準用する場合を含む。))に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十五項を同条第三十七項とし、同条第三十四項を同条第三十六項とし、同条第三十三項中「第三十五項」を「第三十七項」に、「第二十五項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十二項中「にあつては」を「には」に、「第三十五項」を「第三十七項」に、「第二十五項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十項中「及び第二十五項」を「から第二十七項まで」に、「第二十六項及び第二十七項」を「第二十八項及び第二十九項」に、「第二十八項」を「第三十項」に、「に」において「を」の規定により「及び第三十六項」を削り、「まず第二十四項」の下に「及び第二十五項」を加え、「第二十五項の規定による控除」を「第二十六項の規定による控除」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十九項中「第二十六項」を「第二十八項」に、「第二十七項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十八項中「第二十六項」を「第二十八項」に、「第二十六項又は前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十六項中「第二十八項」を「第三十項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「によつて」を「により」に、「第三十一項」を「第三十三項」に、「第三十二項又は第三十五項」を「第三十四項又は第三十七項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「又は前二項」を「第二十二項又は第二十三項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項の次に次の二項を加える。

24 道府県は、内国法人が各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第十項又は第六十八条の九十一第四項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度又は連結事業年度の同法第六十六条の七第四項に規定する控除対象所得税額等相当額又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額のうち、同法第六十六条の七第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合